

本論文は

# 世界経済評論 2018年9/10月号

(2018年9月発行)

掲載の記事です



## 世界経済評論

# 定期購読のご案内

年間購読料

1,320円×6冊=7,920円

# 6,600円

税込

17%

送料無料

OFF



定期購読  
期間中

富士山マガジンサービス限定特典

※通巻682号以降

# デジタル版バックナンバー 読み放題!!



## 世界経済評論 定期購読



# ☎0120-223-223

[24時間・年中無休]

お支払い方法

Webでお申込みの場合はクレジットカード・銀行振込・コンビニ払いからお選びいただけます。  
お電話でお申込みの場合は銀行振込・コンビニ払いのみとなります。

Fujisan.co.jp

雑誌のオンライン販売

# 保護主義の台頭と日本の対応<sup>1)</sup>

早稲田大学大学院アジア太平洋研究科教授 浦田 秀次郎

うらた しゅうじろう 1950年生まれ。慶應義塾大学卒業、1978年、スタンフォード大学経済学部大学院博士号取得。ブルッキングズ研究所研究員、世界銀行エコノミスト等を経て、現職。ERIA リサーチアドバイザー等兼任。最近著：『躍動・陸のASEAN、南部経済回廊の潜在力』（共編著、文眞堂）

米国による米国第一主義の一環として実施されている二国主義や保護主義によって世界貿易体制が危機に直面している。世界貿易体制を担ってきたWTOのルールに違反する一方的措置の乱発により貿易戦争が勃発する可能性が高まっている。貿易戦争は当事国だけではなく、世界のすべての国々にも大きな被害をもたらすことから、あらゆる手段を用いて回避しなければならない。日本は米国による一方的措置を他の国々と協調してWTOに提訴すると共に、貿易・投資自由化度が高く包括的な内容を含むメガFTAの構築やAPEC、WTOなどの国際的な議論の場で、自由貿易の重要性を繰り返し主張し、自由で開かれた貿易環境の実現にあたって有効な措置（例えば、デジタルエコノミーについてのルール構築、保護貿易を生む一つの原因である不公正な取引慣行を抑制するような取り決めや枠組みの構築など）を提案すると共にそれらの提案の実現に向けて積極的に行動しなければならない。

## はじめに：

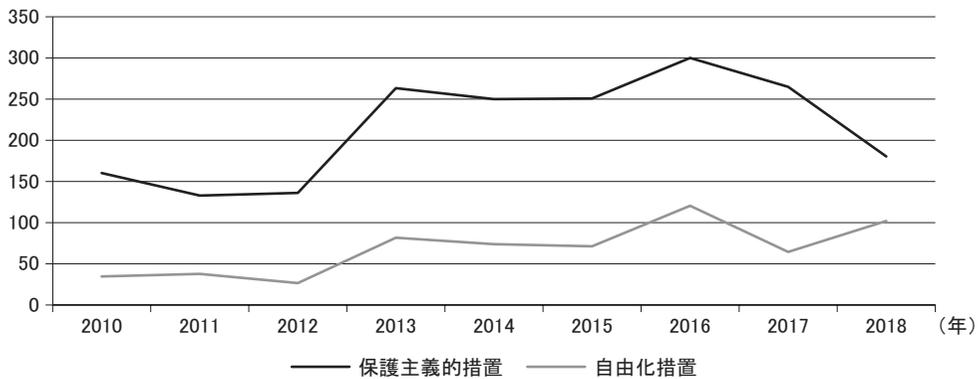
### 米国による保護主義的措置の発動

米国のトランプ大統領は2018年3月に1962年通商拡大法第232条（国家安全保障）を発動し、鉄鋼とアルミニウムの輸入に対して追加関税（鉄鋼、25%、アルミニウム、10%）を適用した。また、中国に対しては、知的財産権の侵害などの不当な措置・慣行を理由に通商法301条（貿易相手国の不公正な取引慣行）を発動し、関税引き上げを検討している。これらの政策の背景には、輸入拡大による国家安全保障の脅威や中国による問題の是正という理由がある

としているが、2018年11月の中間選挙、さらには2020年の大統領選挙での得票率の上昇を狙う政治的な理由があるという見方が一般的である。

トランプ大統領は大統領選挙中から、「米国第一主義」を唱え、労働者の雇用を守るためには、保護主義的な措置を適用することを主張してきた。また、米国にとって利益をもたらす貿易協定は多国間貿易協定ではなく、二国間貿易協定であるとの考えから、大統領就任直後に、オバマ大統領の下で調印していた多国間貿易協定である「環太平洋パートナーシップ（TPP）」から離脱した。このように、近年において、米国による保護主義的措置の適用が目立つが、こ

図1 保護主義的措置と自由化措置（件数）



(出所) Global Trade Alert <https://www.globaltradealert.org/>

これは米国だけの傾向なのであろうか？ また、保護主義的な動きの背景には、どのような要因が存在するのであろうか？ さらには、保護主義の台頭について、日本を初めとした世界の国々は、どのように対応すべきであろうか？ 本稿では、これらの問題について考えてみたい。

## I 世界で台頭する保護主義

米国における保護主義の台頭が注目されているが、世界の他の地域においても保護主義的な政策が2008年に発生した世界金融危機以降増えてきている。世界諸国での貿易に影響を与える政策を2010年以来監視している「Global Trade Alert」の調査によると、世界各国で実施された貿易制限的措置の数は2010年から2012年にかけては各年150前後で推移していたが、その後、上昇し2016年には299まで上昇した(図1)。その後、減少傾向にあるが、2010年の水準まで戻っていない。具体的な措置としては、反ダンピング税、関税引き上げ、貿易金融、政策金融、セーフガード、生産補助

金など多岐に亘っている。

近年における貿易制限措置の増加は、他の機関による調査によっても確認できる。東アジアASEAN 経済研究センター(ERIA)によるASEAN 諸国および、日本、中国、韓国、インド、豪州、ニュージーランドを対象とした調査によると、2000年以降、平均関税率は低下しているが、非関税措置(NTM)は増加傾向が著しい<sup>2)</sup>。具体的には、NTMの数はASEAN全体で、2000年には約1,600であったが、その後、増加を続け、2015年には約6,000まで上昇した。また、日中韓、インド、豪州、ニュージーランドに関しては、NTMは2000年には約1,500であったが、2015年には15,000を超えている。NTMで圧倒的に多いのは、「貿易の技術的障害(TBT)」と「衛生と植物防疫のための措置(SPS)」であるが、その他の措置としては、価格コントロールや輸出促進措置などがある。TBTやSPSは製品・商品の安全性を担保するといった正当化できる目的がある一方、輸入を制限するために「隠れた保護主義」の手段として使われる場合もあることは認識しておかなければならない。NTMによる貿易制

限的効果をもたらす一つの要因は、NTMに関する情報提供が不十分であることである。この点を改善するために、NTMについて透明性を高めることが重要である。

必ずしも保護主義とは看做せないが、米国による TPP からの離脱のように、多数国により形成された貿易協定から離脱するような動きも、自国第一主義の表れとして、保護主義と通じる政策であると看做されている。このような観点から、2016年のイギリスによる欧州連合（EU）からの離脱（Brexit）決定は注目された。

保護主義的な政策・措置が増加している一方、それに対抗するように、貿易自由化などの反保護主義的政策も増加していることは目に値する。東アジア諸国において、関税率が低下していることは既に言及した。Global Trade Alert の調査によれば、貿易自由化政策は、2010年の36から2016年には119へと増加している。但し、貿易制限的な措置の数は、貿易自由化措置の数を圧倒している。また、多数国が参加する貿易協定締結へ向けての動きも加速している。これらの動きについては、後節で検討する。

## II 保護主義台頭の要因

近年における保護主義の台頭の背景には、貿易や投資の急速な拡大という形での経済面におけるグローバリゼーションによって雇用機会の喪失や賃金・所得の低下などといった形で被害を受けている人々などによる反グローバリズムの動きがある。特に、グローバリゼーションから利益を得ている人々との所得や資産格差の拡大が、被害をうける人々の不満を募らせてい

る。米国では、鉄鋼、アルミニウム、自動車などの重工業で中心的な役割を果たしてきたが、近年、競争力を低下させてしまった、中西部（所謂、ラストベルト）の労働者達が、大きな不満を抱えており、トランプ大統領は、それらの人々の支持を得て大統領に選出されたという経緯がある。また、反グローバリズムという点では、共和党の大統領候補であったトランプだけではなく、民主党の大統領候補として多くの支持を集めたサンダースも同様の考えを主張していたことから、政党に関係なく、多くの米国民が共感する考えであったと思われる。政治家は、これらの反グローバリズムを要求する人々の支持を勝ち取るために、保護主義的な政策を主張してきた。

米国におけるグローバリゼーションの影響については、Autor 等による、中国からの輸入の米国の労働者に与えた影響に関する詳細な研究が注目されている<sup>3)</sup>。同研究によれば、1999年から2011年にかけて、中国からの輸入が米国において240万人の雇用を奪っていたことを示している。この推計には、中国からの輸入品と直接に競合する国内生産の低下だけではなく、それらの産業と関連する産業への間接的な効果も含まれている。Autor (2018) では、中国からの急増した輸入が米国の労働市場に大きな負の影響を与えたことを示しているが、中国からの輸入規制を政策として提案しているのではない。貿易による利益を認識した上で、その利益は経済・社会全体からみれば大きいのが、個人のレベルでは小さいこと、一方、貿易による被害は一部の産業や地方に集中し、個人レベルでは大きいことなどが指摘されている。これらのポイントを踏まえた上で、Autor は、輸入によってもたらされる雇用問題に対しては、雇用機会

を奪われた労働者達に対する支援を提供する貿易調整プログラムの充実が必要であると結論している。

### Ⅲ グローバリゼーションと所得格差： 理論的説明と実証分析

保護主義の台頭をもたらした一つの重要な要因として、所得格差の拡大が指摘されることが多い。この点についての議論を振り返ってみよう。まず、所得格差の拡大であるが、図2に示すように、米国では所得上位1%の国民の所得の全所得に占める割合が、1980年代以降、急速に上昇している。具体的には、同比率は1980年には8%であったのが、2007年には18%まで上昇し、それ以降、2015年までは同水準を維持している。他の先進諸国においても所得格差が拡大しているが、米国ほどではない。

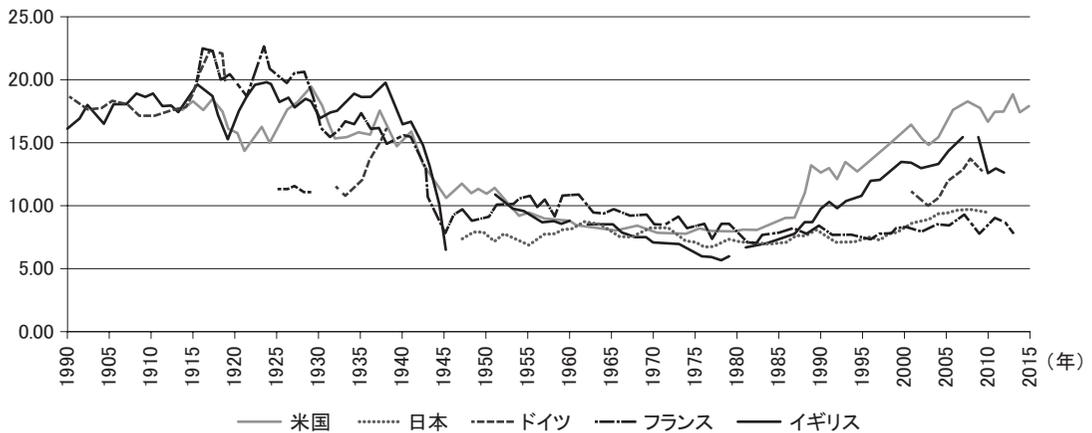
1980年から2015年にかけて、米国におけるGDPに占める貿易（輸出+輸入）の割合は20.1%から27.9%へと大きく上昇しており、米国経済がグローバリゼーションの波に巻き込まれているのが分かる。実際、このようなグローバリゼーションは米国政府による貿易および投資の自由化政策とそれに呼応した米国企業により牽引されてきたという見方が一般的である。それでは、グローバリゼーションと所得格差の拡大の間には、どのような関係があるのだろうか？ このテーマに関する研究は極めて多く行われている。それらをサーベイしたUrata and Narjoko (2017)による分析を基に、簡潔にまとめることにする。

貿易と所得分配との関係については、新古典派の貿易モデルであるヘクシャー＝オリーン・

モデルの枠組みで導かれるストルパー＝サミュエルソンの定理による説明が一般的である。2国（高度人材が多く存在する先進国、単純労働が多く存在する発展途上国）、2財（高度人材を集約的に使用する高品質財と単純労働を集約的に使用する低品質財）、2生産要素（高度人材と単純労働）という前提の下で、議論は展開される。このような状況において、先進国と発展途上国の間で貿易が行われたならば、高度人材が多く存在する先進国においては、高度人材を集約的に用いる商品である高品質財の生産に比較優位を持つことから、そのような商品が輸出されると共に生産が拡大する。その結果、高度人材に対する需要が拡大し、高度人材の賃金が上昇する。一方、単純労働を集約的に用いる低品質財の生産には比較優位を持たない（比較劣位を持つ）ことから、そのような商品は輸入されると共に生産が縮小する。その結果、単純労働に対する需要が低下することから、単純労働の賃金は低下する。先進国では、高度人材の賃金が上昇するのに対して、単純労働の賃金が低下することから、所得格差は拡大する。他方、発展途上国では先進国とは逆の動き、つまり、所得格差の縮小が起こる。

直接投資も所得格差を拡大させる傾向を持つ。先進諸国からの直接投資の一つの形態として、生産コストを低下させることを目的として、先進諸国では比較的希少な存在である単純労働を集約的に用いる生産工程を単純労働が豊富に存在する発展途上諸国に移転させるものがある。他方、先進諸国では、比較的多く存在する高度人材を必要とするような機能を拡大する。このような企業による行動の結果、先進諸国では、単純労働に対する需要が低下するのに対して、高度人材に対する需要が拡大するこ

図2 所得格差の推移：総所得に占める上位1%の所得の割合



(出所) The Chartbook of Economic Inequality  
<https://www.chartbookofeconomicinequality.com/>

とから、単純労働と高度人材の所得格差は拡大する。さらに、希少な単純労働を代替する一方、高度人材を必要とするような技術が開発（技術進歩）されることで、所得格差は拡大する。貿易と所得格差の議論では、先進国と発展途上国では逆の関係が指摘されたが、直接投資および技術進歩と所得格差との関係については、発展途上国においても先進国と同様の関係、つまり、直接投資と技術進歩は所得格差を拡大させる傾向が強いことが指摘されている。

グローバリゼーションと所得格差の拡大の関係について多くの実証分析が行われてきた。欧米先進諸国を対象とした分析だけではなく、中国やインドなどの発展途上諸国を対象とした分析もある。これらの国別分析では、グローバリゼーションと所得格差の関係については、一意的な関係は認められていない。データの制約などの理由から、多くの国々を対象とした数量分析はあまりないが、その中では、IMFのエコノミストによる分析が有益な情報を提供している<sup>4)</sup>。51カ国を対象として、1981年から2003

年までの23年間の統計を用いて、所得格差を説明する要因についての分析を行った。被説明変数はGini係数、説明変数としては、貿易面でのグローバリゼーション、資本・金融面でのグローバリゼーション、技術進歩、その他（GDPに占める融資の割合、教育、農業人口の割合など）などが分析に用いられた。

分析結果からは、貿易面でのグローバリゼーションは所得格差を縮小する効果を持つものに対して、資本・金融面でのグローバリゼーションと技術進歩は所得格差を拡大させる効果が認められた。貿易面と資本・金融面でのグローバリゼーションを合わせてグローバリゼーションと捉えると、グローバリゼーションは先進諸国では所得格差を拡大させるが、発展途上諸国では僅かではあるが所得格差を縮小させる効果を持つことが明らかになった。他方、技術進歩については先進諸国と発展途上諸国の両方において、所得格差を拡大させる効果を持つことが示された。所得格差拡大への影響は、グローバリゼーションよりも技術進歩が大きいことも示さ

れた。IMFのエコノミストによる分析からは、グローバリゼーションよりも技術進歩が所得格差を拡大させる効果が大いことが示されたが、技術進歩はグローバリゼーションによる競争激化によって推進される可能性も高いことを考慮するならば、これらの二つの要因を分離することは難しい。

所得格差の拡大は保護主義を生む可能性があるだけでなく、社会や政治の不安定化を助長することから、回避しなければならない。所得格差を拡大させる要因として、グローバリゼーションや技術進歩が挙げられるが、それだけではない。その他の要因としては、教育制度や税制などが重要な要因として挙げられる。高所得者にとって有利な教育制度や税制（個人所得税、固定資産税、相続税など）は所得格差を継続・拡大させる大きな原因となっている。グローバリゼーションと技術進歩は所得格差を拡大させる傾向がある一方、経済成長の重要な源泉でもある。また、経済成長は所得格差を縮小させる効果を持つ。これらの点を理解するならば、所得格差拡大への対応としては、保護主義を採用することではなく、グローバリゼーションを推進すると共に、グローバリゼーションによってもたらされる経済成長の成果を公正に分配する教育制度や税制を構築し、運用することであることが分かる。

#### IV 米国の保護主義の問題点

米国による保護主義が注目されていることを指摘したが、その問題点を議論してみたい。

トランプ大統領が注目するのは二国間貿易収支である。貿易収支が赤字であれば、米国が雇用機会の喪失などの被害を受けているという見

方である。輸入は悪、輸出は善という重商主義の考え方である。重商主義の主張が正当化できないということは、アダム・スミスやデイビッド・リカードなどによる議論で証明されていることは改めて繰り返す必要はないであろう。重商主義的考えによれば、輸入を制限することが重要になるが、輸入の制限は貿易相手国の輸出を制限することであることを認識するならば、そのような措置は世界経済の成長を抑制することは容易に理解できる。逆に、世界各国が貿易を拡大させることが、世界経済の成長をもたらすことは第二次大戦後の世界経済が経験してきたことである。

仮に貿易収支赤字問題を取り上げるとするならば、対世界との貿易収支で考えるべきであって、二国間での貿易収支に着目する正当な経済学的理由はない。さらに、仮に二国間貿易収支（より一般的に貿易収支）の赤字問題を是正することが重要な政策目的とするならば、実施すべき政策は為替政策や金融・財政などのマクロ経済政策であって、トランプ大統領が注目している貿易政策ではないことは、経済学では常識となっている。

トランプ大統領による鉄鋼とアルミニウムへの追加関税という形の保護主義の一つの目的は両産業の復活である。しかし、この目的を達成することは極めて難しいことは、これまでの経験が物語っている。米国の鉄鋼産業は、1970年代から90年代にかけて、輸入増加により、日本を中心とする様々な国々との間で、貿易摩擦を発生させてきた。このような状況に対して、米国は輸出自主規制やトリガープライス制度などを実施することで鉄鋼産業を保護し、これらの産業の復活を追求した。しかし、そのような期待は実現せず、今回の追加関税に至って

いる。米国の鉄鋼産業のこのような経験から、保護貿易による産業の復活が難しいことが分かる。

鉄鋼やアルミニウムなどの素材を追加関税によって保護することの弊害が大きいことも認識しておかなければならない。鉄鋼やアルミニウムに対する追加関税によって価格が吊り上げられことから、それらの商品を素材として用いる自動車のような商品の価格も吊り上げられる。その結果、消費者が被害を受けるだけでなく、輸出も難しくなることから、売り上げや生産量が低下し、大きな打撃をうける。追加関税は当初の産業復活という目的とは全く逆の産業低迷・衰退をもたらしてしまう。

トランプ大統領の保護主義の一つの目的は、保護貿易の対象となった貿易相手国との交渉を進めて、米国に有利な状況を作り出すことである。例えば、米国は中国による不公正な取引慣行に対して通商法 301 条による中国製品に対する関税引き上げで、それらの是正を狙っている。このような政策は、有効な場合もあるが、同じ問題を抱える他の国々と協力して対応する方が、より大きな効果を持つ可能性が高い。

米国による一方的措置の大きな問題は、相手国による報復を促し、貿易戦争が勃発する可能性が高まることである。貿易戦争が当事者だけではなく、他の国々も巻き込んで、深刻な問題を起こすことは、第二次大戦前の世界経済の経験が示している。実際、鉄鋼とアルミニウムの輸入に対する通商拡大法 232 条の適用では、米国と貿易交渉を行っていた欧州、カナダ、メキシコなどに対しては、それらの交渉で米国にとって有利な立場を勝ち取るために、同条の発動を一時的に猶予して交渉を行ってきたが、そのような有利な立場を獲得することができな

かったことから、米国は同条を発動した。欧州、カナダ、メキシコは米国のそのような措置に対して報復関税を適用する可能性が高く、貿易戦争へと発展する恐れがある。

米国による一方的措置や二国主義の推進は、第二次大戦後、米国が中心的な役割を果たして構築した多角的貿易体制を崩壊させ、世界経済を混乱に陥れる可能性があることを指摘しておかなければならない。

## V 保護主義の台頭に対する日本の対応

現在日本が直面している保護主義は米国による鉄鋼とアルミニウムに対する追加関税措置である。日本政府は米国政府に対して協議を通じて、追加関税措置の撤回を要求しているが、現時点では、日本側の期待は実現していない。それどころか、米国は自動車の輸入に対して 25% の追加関税を適用するべく、調査を開始した。米国による追加関税適用の目的は、これらの産業を保護することだけではなく、日本との間で二国間 FTA の協議を開始するための、取引材料として使うことでもある、と言われている。二国間 FTA の協議では、米国が期待している日本の農産物市場の開放や日本への米国からの自動車の輸出拡大が期待できると考えているようである。

日本の対応として、米国の措置の根拠である国家安全保障上の問題による関税適用という説明は正当化できないとして、報復関税の適用の可能性が考えられる。但し、報復関税の適用には、WTO の紛争解決手続きを経て、紛争解決機関の承認を得なければならない。このプロセスには時間がかかるという問題がある。もう一つの対応としては、米国による措置は WTO

協定上の一般セーフガード措置と看做して、対抗措置を発動することが可能である。但し、この場合、米国による措置が一般セーフガード措置であることを日本が立証しなければならないが、これは難しい。欧州やカナダなどは前者で対応する意向であることから、日本も協調してWTOへ提訴するのが得策であろう。また、米国の需要家から日本の鉄鋼製品は国内の製品で代替できないことから、適用除外に対する要請ができる可能性があり、それが認められるという形になるのが望ましい。

一方、日米FTAであるが、日本はTPPでの合意以上の譲歩は不可能であるということと、米国がTPPに復帰するという条件とすることが認められれば、協議に入ることは可能であろう。筆者の個人的な意見としては、日本の農産物市場への保護は手厚すぎるので、より一層の自由化をすることが好ましいが、それは日米の二国間FTAではなく、米国を除いたアジア太平洋地域に位置する11カ国による「環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定（CPTPPあるいはTPP11）」あるいは米国が復帰し、TPPが発効したならば、それらの見直しの際に実現すべきであろう。そのような状況になっても大きな被害が発生しないように、日本の農業の競争力を強化しなくてはならない。

日本による米国の保護主義的措置への対応として、自由な貿易環境を維持することが世界経済の成長にとって重要であると考え、国々との連携を強化しなければならない。具体的には、TPP11、日中韓・ASEAN諸国、インド、豪州、ニュージーランドが参加する東アジアに位置する16カ国による「東アジア地域包括的経済連携（RCEP）」、日EU経済連携協定（日欧EPA）

などのメガFTA（自由貿易協定）を早急に発効させることが重要である。これらの経済連携から除外されることで被害をうける米国の企業や農業従事者は、米国政府に対して、これらの枠組みへの関与、さらには多角的貿易制度への復帰を要求する可能性がある。

米国のTPPからの離脱後、日本がTPP11の締結にあたって主導的な役割を果たしたことは、他の参加国によっても認められており、大いに評価できる。TPP11の発効には、6カ国による批准が必要であるが、日本の国会での批准もほぼ確実となったことで、発効に向けて大きく貢献している。TPP11が発効したならば、既に参加に強い関心を示している韓国やタイなどの国々を受け入れて、参加国を増やし、米国にとって損失を拡大させることが、米国のTPP復帰を促す。

日欧EPAは本年の夏頃には調印が行われ、来年の初めには発効する可能性が高いと言われている。RCEP交渉は2013年に開始され5年が経過したが、日本や豪州などの先進国や中国やインドなどの発展途上国など多様な国々が参加していることもあり、難しい交渉が続いている。但し、参加国の間では、米国による保護主義への対応などもあり、早急に交渉合意を実現することの重要性に対する認識は高まっている。本年7月には、日本が音頭をとり、貿易大臣会合が東京で開催されることになった。同会合をきっかけとして、交渉合意への拍車がかかることが期待される。交渉合意に向けては、初めから高水準・高品質の内容を含むFTAの実現を目指すのではなく、高い目標に合意し、その目標の実現にあたっては、柔軟に、しかし、スケジュールを決めて、実現させていくことが現実的であるように思われる。

他の注目すべき地域としては、南米諸国がある。日本はチリおよびペルーとは FTA を発効させており、コロンビアとは交渉中であるが、南米の大国であるブラジルやアルゼンチンとの FTA については、経済団体などから、その必要性が指摘されることはあるが、具体的な話にはなっていない。一つの問題は、ブラジルやアルゼンチンは、ウルグアイやパラグアイと共にメルコスールという関税同盟を結成していることから、単独行動をとれないという制約である。しかし、近年になって、メルコスール加盟国は貿易自由化政策を採るようになったことから、これらの国々との FTA の可能性が出てきた。また、中南米 4 カ国（メキシコ、チリ、ペルー、コロンビア）を構成メンバーとし、モノ、サービス、資本だけではなく人の移動についても自由化を進める高度な経済統合である太平洋同盟との関係強化も考えるべきであろう。

21 のアジア太平洋諸国・地域が参加するアジア太平洋経済協力（APEC）会議も保護主義の抑制の場として活用すべきである。APEC の特徴は非拘束的および自発的行動（貿易および投資の自由化・円滑化）ということで、ルールに基づく WTO や FTA とはアプローチは異なるが、それ故、革新的および実験的な措置の実施（インキュベーターの役割）も可能になる。実際、現在では世界大に拡大しているが、情報技術協定（ITA）や環境物品に関する自由化は APEC の活動として始まった。保護主義的措置に対する相互監視（ピア・レビュー）を行うと共に、保護主義を誘発させる一つの原因である、不公正な取引慣行（政府による補助金や知的財産権の侵害）などについても、相互監視を実施することが、公正で自由な競争を促し、世界経済の成長に貢献する。

APEC 以外にも、WTO、G7、G20 などの国際的な場で、日本は自由で開かれた、公正な貿易・投資の環境の重要性について同じような考えを持つ国々と共に、そのような環境の実現に向けて先導的な役割を果たすべきである。

## おわりに：貿易戦争の回避と 保護貿易措置撤廃に向けて

米国による米国第一主義の一環として実施されている二国主義や保護主義によって世界貿易体制が危機に直面している。世界貿易体制を担ってきた WTO ルールに違反する一方的措置の乱発により貿易戦争が勃発する可能性が高まっている。貿易戦争は当事国だけではなく、他の国々にも大きな被害をもたらすことから、あらゆる手段を用いて回避しなければならない。

米国の保護主義の背景には、中間選挙対策という理由が大きいことから、中間選挙が終わるまでは、保護主義の拡大はあっても抑制は期待できない。但し、保護主義の背景にあると言われている所得格差や雇用機会の喪失などの問題への対応としては、保護主義ではなく、被害を受ける人々に対する救済措置（セーフティネット）の適用や、公平な教育制度や税制の適用であることを理解してもらうことが重要である。

他方、米国の保護主義から被害を受ける日本を始めとした保護貿易措置対象国は、自由で開かれた貿易環境を維持するために協力しなければならない。具体的には、貿易・投資自由化度が高く包括的な内容を含むメガ FTA の構築や APEC や WTO などの国際的な議論の場で、自由貿易の重要性を繰り返し主張すると共に、自由で開かれた貿易環境の実現にあたって有効

な措置（例えば、デジタルエコノミーについてのルール構築、保護貿易を生む一つの原因である不公正な取引慣行を抑制するような取り決めや枠組みの構築など）を提案すると共にそれらの提案の実現に向けて積極的に行動しなければならない。

【注】

- 1) 本稿執筆に当たって東京大学中川淳司教授より有益なアドバイスを頂いたことに感謝する。
- 2) ERIA 内部資料
- 3) Autor (2018) を参照

4) Jaumotte 他 (2013)

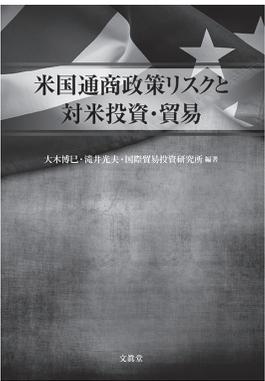
【参考文献】

- Autor, D. H. (2018) "Trade and Labor Markets: Lessons from China's rise" *IZA World of Labor*, February <https://woliza.org/uploads/articles/431/pdfs/trade-and-labor-markets-lessons-from-chinas-rise.pdf?v=1>
- Jaumotte, F., S. Lall, and C. Papageorgiou, (2013) "Rising Income Inequality: Technology, or Trade and Financial Globalization?" *IMF Economic Review* vol. 61, no. 2 pp. 271-309
- Urata, S and D.A. Narjoko (2017) "International Trade and Inequality" in Matthias Helble and Ben Shepherd eds. *Win-Win: How International Trade Can Help Meet the Sustainable Development Goals*, Asian Development Bank Institute, Tokyo, pp. 175-204



**文眞堂**

東京都新宿区早稲田鶴巻町 533  
TEL: 03-3202-8480  
URL: <http://www.bunshin-do.co.jp/>  
FAX: 03-3203-2638



【編著】  
大木博巳  
滝井光夫  
国際貿易投資研究所

【判型】 A5判・ソフトカバー  
【頁数】 214頁  
【発行】 2018年08月10日  
【ISBN】 978-4-8309-5007-0  
【定価】 3000円＋税

◆好調の米国経済に高まる米通商政策リスク！

## 米国通商政策リスクと 対米投資・貿易

北朝鮮問題、ロシアとの緊張関係、政情不安の続く中東、中国の台頭など様々な地政学リスクを抱える国際情勢下でアメリカファーストを本格化させているトランプ政権。NAFTA再交渉の行末、米中貿易戦争の足音、対米投資規制の強化、形骸化するWTO。トランプ政権の通商政策リスクに対応を迫られる米企業や日系企業。現状を分析し次を考える指針となる書。

【主要目次】

- 第1章 米通商政策の不確実性リスクに直面する在米企業 (渡辺亮司)
- 第2章 トランプ政権とNAFTAの再交渉 (高橋俊樹)
- 第3章 トランプ政権の貿易政策と貿易紛争 (滝井光夫)
- 第4章 通商政策史からみたトランプ政権 (小山久美子)
- 第5章 米国の対中貿易と対中追加関税措置の影響 (大木博巳)
- 第6章 米国の国家安全保障に関わる対内投資規制 (増田耕太郎)
- 第7章 米韓FTA発効後の米韓貿易と韓国企業の米国進出 (百本和弘)
- 第8章 在米日系企業の最新動向 (秋山士郎)
- 第9章 米国の国境税調整問題と税制制度改革 (岩田伸人)